

○井神議長 通告3番目、2番、宮本要代議員、発言席から総括方式で質問を願います。

宮本要代議員。

○宮本議員 おはようございます。

2番、宮本要代です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

先日の台風により被害に遭われた関東・北陸の皆さん、また関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

8月30日から9月5日は防災週間であり、9月1日は防災の日でした。この時期は台風や秋雨前線の停滞などによる大雨の被害など多く発生するため、自然災害についての知識を深め、備えを強化して、防災力を高める日であり、週間です。

ことは9月6日の防災訓練は、雨で会場となった小学校体育館で、負傷者の救出方法や蘇生法など訓練を受けました。1年に1回の参加ですが、蘇生法では、昨年の訓練などを思い出すこともあり、何か身につけているような気がしましたが、実際の場面でできるかが心配です。

今議会では、私は防災・防火対策についてお聞きします。

まず、初期消火についてです。

初期消火とは、火災による被害を最小限度に食いとめるための消火活動のことですが、木造家屋では20分前後で燃え尽きると言われ、初期消火が可能なのは天井に火が回るまでと言われていています。初期消火の対応策として消火栓が有効と考えますが、消火栓の設置について、現在、地域別にどのような設置状況になっていますか。また、防火水槽との関係について、どのような考え方をしているのか、方針についてお尋ねします。

次に、岩出市は、消防関係施設等への助成として、区自治会へ補助金を出しています。平成25年度に防火水槽設置の予算が計上されていましたが、平成25年度決算では、地元調整のため事業保留されました。平成27年度にも、この防火水槽設置の予算が計上されています。設置の状況はどのようになっていますか、お尋ねします。

次に、火災報知機設置義務についてお聞きします。

平成16年6月の消防法改正を受け、火災報知機の設置を義務づけるようになりました。新築住宅には平成18年6月から始まり、既存住宅には、岩出市においては平成20年6月から平成23年6月1日までの間に設置することを条例で定めています。近年、全国的に住宅火災による死者が急増し、65歳を超える高齢者の方が犠牲者の

大半を占めています。就寝中に火災に遭遇し、火事に気がつかず逃げおくれることが原因で、犠牲者が発生するケースが増加していることから、住宅火災による犠牲者を減らし、人命を守ることを目的として、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。設置場所は、ふだん就寝に使われる全ての部屋や寝室がある階の階段に設置することとなっています。

市内の量販店で見ますと、住宅用火災警報器は3,000円から1万円まであり、設置を依頼すると2,000円から4,000円かかるそうです。先日の新聞で、敬老の日に警報機をと、総務省消防庁が21日の敬老の日を前に、火災警報器などの防火用品を祖父母らに身近な高齢者へ送るキャンペーンを展開していると報じていました。火災による高齢者の犠牲を減らすのが狙いだそうです。

設置状況は、いいとは言えないようです。いま一度、広報・啓発に取り組み、普及に努められてはと思います。また、購入には家計に響いてきますので、助成が必要であると思いますが、岩出市のこの火災警報器設置の広報・啓発や助成についてのお考えをお聞きします。

2点目は、不登校生徒についてです。

9月1日の新聞では、2014年度に不登校で長期間学校を休んだ県内の小中学生の割合が全国平均を大きく上回ったことが、文科省の学校基本調査（速報値）でわかりました。昨年度の県内の不登校児童生徒の割合は、小学校は0.53%（全国平均は0.39%）で全国最下位、中学校は3.21%（全国平均が2.76%）で、全国ワースト3位でした。この数字は、和歌山県の数字ですが、岩出市の不登校児童生徒の状況は改善されているのかどうか、お聞きします。

教育現場では、それぞれの子供に寄り添った対応が求められているとも報道されていました。あわせて、7月、青少年の非行・被害防止全国強調月間に、岩出市青少年育成市民会議が開催した講演会では、国連が、日本の子供の人権の状況について、親子関係において虐待、体罰、暴力が蔓延化し、そのため子供に暴力や万引きといった非行の問題やいじめの問題など、否定的影響が生じていると勧告していると講演の中で話されていました。また、子供にとって家があるが、子供が生活できる状態の家庭がなく、友人宅など転々とし、学校に行かない子供の事例も挙げられ、紹介もされておりました。

教育現場の先生方は、教科指導に加え、生徒指導、校務分掌の仕事等、大変な激務の中、家庭訪問をされていると思いますが、不登校児童生徒の置かれている家庭環境の把握と、また保護者への支援策は、どのようなお取り組みをなされているの

か、お尋ねします。

次に、適応指導教室フレンドに通級している生徒の数は、増加傾向にあると思います。通級生徒の増加に伴って、その対応として、フレンドの教室やご指導してくださる先生方について、今後、教育委員会はどのようにお考えでしょうか。

3点目は、がん検診についてお聞きします。

先日、住民の方から子宮がん検診が変わったのですかと尋ねられました。ホルモン治療を受けているその方は、主治医の指導で、年2回の子宮がん検診を受けることになりました。1回は岩出市の検診、2回目は自己負担で検診を受けようと思っていたそうです。1月に那賀病院で検診を受けたとき、子宮頸がん検診と子宮体がん検診を受け、そのとき、子宮頸がん検診と子宮体がん検診の検診料が無料でした。その後、6月に検診を受けたとき、1月に受けた検診と同じ子宮頸がん検診と体がん検診で、年度が27年に変わっているのも無料と思いましたが、会計で、子宮体がん検診の医療費として、料金が4,000円を超える金額を請求されました。なぜと病院にお聞きすると、この4月から変わりましたと答えられたそうです。

私も、昨年、岩出市の子宮がん検診を那賀病院で受けました。検診のとき、頸がん検診に加え、子宮体がんも診ていただき、そのときは医療費は無料でした。4月から子宮がん検診は頸がん検診になっております。医者の判断で、子宮頸がん検診に加え、体がん検診が必要となることもあろうかと考えますが、4月から子宮がん検診はどのように変わったのでしょうか。そのことについて、お伺いをいたします。

以上です。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 宮本議員ご質問の1番、防災対策についての1点目、初期消火の方法について、お答えいたします。

大きな火災を未然に防ぐには、燃え広がる前の初期消火が最も肝心で、火災が発生した場合、素早く的確な初期消火が要求されます。議員ご質問の消火栓についてありますが、市内の設置箇所数は、市内全体で2,674カ所でございます。これは本年4月1日現在です。なお、地域の区分はしてございません。

次に、消火栓と防火水槽についてでございますが、岩出市開発事業に関する条例に基づく公共公益施設設置基準により、消火栓の設置については、その開発区域を包含できるように指導しております。これは直径が150ミリ以上の水道管に取りつけられる場合は120メートルを包含すること、それから75ミリの場合は60メートル

を包含することとなっております。また、防火水槽については、開発区域が3,000平方メートル以上の開発については、区域内に1基以上設置するよう指導しています。

次に、2点目の防火水槽について、お答えいたします。

ご質問の防火水槽については、地域整備事業で実施する事業で、下中島地区に設置を予定してございます。事業の保留については、地元からの要望で、設置場所を検討中であり、地元調整が整い次第、設置いたします。

次に、3点目、火災警報器義務化についてでございます。

住宅用火災警報器の設置については、住宅火災による死者が急増していたことを背景として、平成16年6月に消防法の一部が改正され、平成18年6月1日から設置が義務づけられました。市では、毎年、地域防災訓練会場で、啓発パネル展示による啓発を実施しており、また春季と秋季の全国火災予防運動期間に合わせて実施する街頭啓発や市広報紙及びテレビ和歌山のdチャンネル放送で啓発を行っているところです。

ご質問の火災警報器購入に係る助成については、岩出市内の火災警報器設置率は約7割であり、既設置者との均衡を欠くこととなるとともに、自分の家は自分で守るという意識が大切であることから、その考えはございません。

なお、今後も那賀消防組合と連携を図りながら、未設置世帯への設置と既設置世帯への維持管理の啓発に取り組んでまいります。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 宮本議員ご質問の2番目の1点目、不登校生徒の家庭環境について、お答えいたします。

まず、本市の不登校児童生徒の状況ですが、平成26年度では、不登校児童数5名、不登校生徒数55名となっており、不登校比率でいいますと、小学校では0.15%で、県平均0.53%、全国平均0.39%に比べて低い状況にあります。

また、中学校は3.18%で、県平均の3.21%に比べると、若干低い比率ですが、全国の2.76%に比べると高い比率となっております。

不登校の児童生徒の中には、子供への虐待やネグレクトなどの家庭環境もあり、児童生徒一人一人に応じた学校復帰への支援が必要であることから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、児童生徒や保護者への支援に努めております。

また、本市では各学校の取り組みをまとめた不登校改善の実践事例集、県作成の

リーフレット、不登校を生まない集団づくりなどを活用し、校内研修を実施し、不登校児童生徒の現状の把握と適切な対応を行うとともに、家庭との連携を密にし、学校ぐるみで不登校を生まない集団づくりを積極的に進めております。

続きまして、2点目の適応指導教室につきましては、現在の入室登録者は中学生15名で、そのうち6名がほぼ毎日通っていますが、残りの9名は居場所としての活用でございます。指導者につきましては、指導員2名、補助員2名を雇用しており、現体制で対応可能であると考えますが、教職経験者等で適任のボランティアがいれば、お願いしたいと考えております。

施設面につきましては、教育委員会といたしましても、今後の重要課題と認識してございます。まずは、ほぼ毎日、適応指導教室に通えるようになった子供については、その子の状況に合わせてながら、学校への登校を試みていくことも重要であると考えております。

以上です。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員ご質問の3番目、子宮がん検診についてお答えします。

子宮がん検診につきましては、平成26年度までは、国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針及び県の和歌山県子宮がん検診実施要領に基づき、子宮頸がん検診を基本として、一定の症状を有していたことが判明した方に対しては、医師が説明し、本人が同意した場合は、子宮体がん検診をあわせて無料で実施しておりました。今回、国の指針に基づき、県の実施要領が改正されたことに伴い、本市においても、平成27年度から子宮がん検診を子宮頸がん検診と改称し、子宮体がん検診については、平成27年4月以降、原則として医療として実施するものとするとの国の指針から、保険診療の扱いとさせていただきます。

検診は症状のない方に行うものであり、国の指針においても、子宮体がん検診は一定の症状を有する方に実施する旨、記載されていることから、本市の子宮がん検診としましては、子宮頸がんのみとさせていただいたものであり、市のウェブサイトや広報紙に掲載し、周知しているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○井神議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 先ほどのご答弁にもありましたが、市が土地開発で、消防水利の設置基準として、消防水利施設は、原則として防火水槽または消火栓とし、事業区域全て

が消防水利施設からの経路120メートル以内に包含されているように計画すること。ただし、3消防水利の給水能力基準の3により設置した消火栓については、60メートル以内とするという設置基準がありますが、土地開発でスプリンクラーや防火水槽の設備を備えている施設については、例外ということは認められるのかどうかということを1点目、お聞きします。

次に、先ほど、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携というふうにご答弁がありました。記憶ではスクールソーシャルワーカーというのは、岩出市では1名だったように思うんですが、不登校生徒の生徒への登校を促す指導は、家庭を巻き込んでの指導となり、家庭環境が複雑化する中で、担任の先生だけでは無理な場合が生じています。教育環境の整備の1つとして、3月議会でもスクールソーシャルワーカーの各校配備をと訴えています。再度、スクールソーシャルワーカーの各校配備について、ご答弁をいただきたいと思います。

次に、小学生が何名かおられますし、中学生も55名ですか、ご答弁いただきました。このフレンドへの通級に、一般的に保護者が送迎するか、または自転車で通級というふうに伺っていますが、例えば、小学校のお子さんなどで保護者が送れないとか、また、雨のために自転車で行けないというようなときにも、やっぱりフレンドに行きたくても行けないという事情が生じてきます。それで、児童生徒に市内を運行している福祉バスの利用は考えられないかということをお聞きします。

この9月1日の文科省の不登校についての報道があったときに、9月定例県議会の議会の中で、公明党県議団の中 拓哉議員が一般質問をされて、それに対して、知事が大変憂慮すべき事態だと述べておられます。仁坂知事は、調査結果について大変憂慮すべき事態だ。学校は子供たち一人一人が安心して集団生活を送れることが基本で、学校や教職員が協力して、早期の発見と対応が重要だと答え、不登校の要因や背景は複雑で、一人一人異なる支援が要るとも指摘した上で、これという決め手はないが、来年度の新政策の最重要課題として取り上げたいと答えておられます。

岩出市においても、不登校を促すあらゆる取り組みをすべきではないかと思いませんので、お答えいただきたいと思います。

それから、3点目なんですが、がんの早期発見、早期治療で未然に防ぐということで、先ほどの住民の方は、ご努力をされているというふうに述べられておられました。その方が、なぜ、がん検診をするかといったら、先ほど述べましたように、早期発見・早期治療で、それを自分が努めているんだということがありましたが、

この4月からの変更によって、医療分として4,000円を超すお金が要るということがありましたので、広報・啓発に努められておられるようですが、まだご理解をいただいていない方もおられますので、再度啓発を行っていただきたいと思います。

以上です。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

宅地開発において、スプリンクラーや防火水槽の設置基準があるが、75ミリ以上の配管の場合に、設置した消火栓について、60メートル以内としている基準を例外は認められないかというご質問でございます。

消防法の規定に基づく消防利水の基準及び岩出市開発事業に関する条例に基づく公共公益施設設置基準で定められているとおり、基準どおりの設置が必要であると、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

まず、スクールソーシャルワーカーの各校配備の件につきまして、これにつきましては、県教育委員会からの配置となっております。毎年、県教育委員会に対して増員を要望しているところでありますが、非常に重要な役目を担っていただいておりますので、今後も引き続き県教育委員会に対して要望してまいります。

それから、福祉バスの利用等につきましては、不登校の子供というのは、いろいろな事情があります。その中で、時間を決められることで、もうそれだけ動けないという子供もたくさんおります。そういったことで、今のところ、巡回バスの利用については考えてございません。

それから、あらゆる面での不登校対策をというご質問かと思いますが、平成27年度の学校教育指導方針の中に、重点目標の1つに、この不登校対策というのを掲げて取り組んでございます。具体的には、各学校から毎月5日以上欠席した児童・生徒について、学校の取り組み状況等を報告させ、それを精査した上で、指導の足りない部分については、こういう指導をしていくべきである、そういった指導を教育委員会から各学校にしているほか、福祉部門であったり、民生の方々等、学校も教育委員会も連携して、今、家庭にも切り込む対策をとっているところでございます。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

今後も引き続き周知啓発に努めてまいります。特に、制度内容等変わっているような場合につきましては、十分内容が行き届くよう、広報となるよう留意していきたいというふうに考えますとともに、また病院に対しましても、その旨、受診者に説明するよう周知していきたいと、このように考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 以上で、宮本要代議員の一般質問を終わります。